

宇 城 市



(市 役 所)

一 概 況

宇城市は、平成一七年一月二五日、宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の五町が合併し誕生した。東西約三二キロメートル、南北一四キロメートルと東西に長い形状で、人口は六一、八七八(平成二二年国勢調査)、面積は約一八九平方キロメートルである。

熊本県のほぼ中央、宇土半島の南部から九州山地の山裾に位置し、北は熊本市及び宇土市、東は美里町及び甲佐町、南は八代市及び氷川町、西は上天草市と接している。また、西の三角岳(四〇六メートル)、柴尾山(三五九メートル)と大部分が小山脈、丘陵地帯と平野部にあり、浜戸川、大野川、砂川などの河川が有明海、不知火海に向かって流れている。温暖な気候に加え、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市的機能を併せ持ったバランスの取れた地域である。

交通機関では縦軸に国道三号と九州縦貫自動車道が走り、市中央には松橋インターチェンジを有する。さらにJ R鹿児島本線松橋駅・小川駅、横軸には国道二一八号、二六六号とJ R三角線が走り、上天草市を望む西岸には三角港を有し、県中央部の交通の一大結節点として機能している。

市中心部の松橋地域や大型ショッピングモールを有する小川地区を中心に、商業面での発展も著しい。

農業では、山間部でのミカン、デコボンなどの柑橘類の栽培、平野部での米、い草などの栽培、メロン・梨・桃・栗・柿などの果樹や園芸など、温暖な気候と地形に応じた、多様な産物に恵まれている。

名所旧跡としては、天草五橋の一号橋である長さ約五〇〇メートルの天門橋、全国で唯一現存する石積埠頭を持つ明治期に築造された三角西港、八朔(旧暦八月一日)の深夜、不知火海に現れる幻想的な「不知火」、幾何学模様の線刻と丹彩がある装飾古墳である宇賀岳古墳、鉄眼禅師で有名な三宝寺、熊本県指定史跡となっている浄水寺跡(延歴九年(七九〇)、天正九年(一五八一)に阿蘇家の重臣甲斐宗運と相良義陽が戦った古戦場の響が原など、多彩な地域資源を有している。特に、「不知火」は全国的に有名であり、毎年、八朔の深夜、不知火海に妖しい謎の火が現れ、漆黒の海に明滅し、あるいは燃えるが如く、互いに離合集散す

る様は、まさしく神秘の火にふさわしい霊火である。この夜は、九州各県はもとより、全国各地から観光客が訪れる。

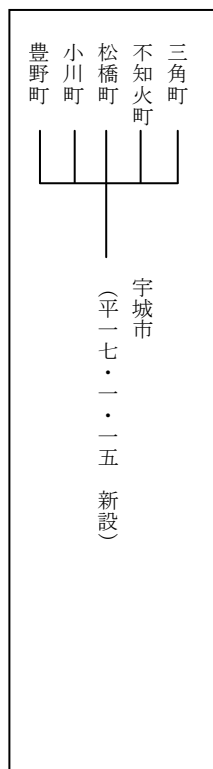
二 市名の由来

宇城西部五町合併協議会において、平成一四年一月から平成一五年一月にかけて候補名を一般公募し、県内外から四、六一六件（一、九五五種類）の有効応募があった。これを基に、各町及び新市名候補選定小委員会における選考を経て、「宇城市」「うき市」「中九州市」、「肥後市」の四候補に絞られ、最終的には、合併協議会において新市の名称は「宇城市」に決定された。

五町は宇土郡、下益城郡に位置していたが、元来、当該地域を広く「宇城」と呼ぶことが住民に広く定着しており、一般公募においても最多の得票数であった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 宇土郡三角町

昭和三〇年二月一日、旧三角町、郡浦村、大岳村、戸馳村の一町三村が合併してできた町で、有明海、不知火海に突出した宇土半島の先端部に位置し、面積は約四八平方キロメートルである。近年は、東西の港を中心とした内外貿易と観光、果樹栽培と施設園芸を柱としている。

(二) 宇土郡不知火町

昭和三二年九月三〇日、宇土半島の南岸に位置する不知火村と松合町が合併

してできた町で、面積は約二九平方キロメートルである。産業としては、農業・漁業が営まれ、果樹栽培が盛んであった。観光では幻想的な「不知火」で全国的に知られる。

(三) 下益城郡松橋町

昭和二九年一月一日、旧松橋町外三村の合併、また昭和三〇年一月の宇土市との境界変更によりできた町で、面積は約三八平方キロメートルである。農業に加え商工並進の町で、平成の合併時には人口や地勢面で合併関係市町村の核となる地域であった。

(四) 下益城郡小川町

昭和三三年三月三十一日、下益城郡の南端に位置する旧小川町、益南村、海東村の合併によりできた町で、面積は約四二平方キロメートルである。主要産業は平坦地における農業であったが、近年、大型商業施設の進出などにより、商業面も伸びを見せた。

(五) 下益城郡豊野町

明治二二年四月に七村合併により誕生した豊野村は、昭和の合併を経ずに近年に至り、平成二二年七月一日に町制施行した。面積は約三二平方キロメートルである。米作のほか、施設園芸などが盛んに行われている。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、三角町・不知火町・松橋町・小川町の四町合併が示され、豊野村については、東隣の下益城郡中央町及び砥用町との三町合併が示されていたが、豊野町は、地域の中核的な町であった松橋町を志向する町民の声が強いとの判断から、先述の四町に対して合併枠組みへの参加を打診した。四町側もこれに応じ、平成一四年一月、五町による任意の合併協議会が設置された。

平成一四年四月に法定協議会に移行して更に協議を重ねた後、平成一七年一月一五日、新市「宇城市」が誕生した。（第二編「宇城地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

- (一) 合併の方式 新設（対等）合併とする。
- (二) 合併の期日 合併の期日は、平成一七年一月一日とする。
- (三) 新市の名称 新市の名称は、「宇城市」とする。
- (四) 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

 - 1 新市の事務所の位置は、松橋町大字大野八五番地とする。
 - 2 現在の三角町、不知火町、小川町、豊野町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。
- (五) 財産及び債務の取扱い

現在の不知火町松合出張所の位置に、当分の間、出張所を置く。

 - 3 現在の不知火町松合出張所の位置に、当分の間、出張所を置く。
- (六) 財産及び債務の取扱い

財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 公有財産については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 2 物品については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 3 共通の基金額については、各町各基金の額を確保する。また、その他の基金については、合併時の保有額を持ち寄る。
- (七) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。（略）
- (八) 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、現在の各町の議員は、合併後一年三か月間、平成一八年四月三〇日まで、引き続き新市の議会議員としての身分を有する。
- (九) 地方自治法第九一条第一項第七号の規定に基づく議会議員の定数については、二十八人とする。ただし、合併後の最初の一般選挙に限り、その定数は三〇人とする。
- (一〇) 公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けない。
- (一一) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 新市の農業委員会委員の任期については、新市に一つの農業委員会を

- 置き、五町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで引き続き新市の農業委員会委員としての身分を有する。
- 2 農業委員会委員の選挙による委員の定数は二〇人とし、その選挙については、選挙区を設ける。選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。
 - 三角町四人、不知火町三人、松橋町五人、小川町六人、豊野町二人
- (九) 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 個人市民税については、次のとおりとする。
 - ①納税義務者、税率（所得割）及び納期（特別徴収）については、現行のとおりとする。
 - ②税率（均等割）については、地方税法第三一〇条の規定により年額二五〇〇円とする。
 - ③徴収方法については、集合徴収とし、納期については、六月から翌三月までの一〇期とする。納期限については、各月末日とする。ただし、一二月にあつては二六日とする。
 - 2 法人市民税については、現行のとおりとする。
 - 3 軽自動車税については、次のとおりとする。
 - ①納税義務者、税率及び身体障害者減免については現行のとおりとする。
 - ②納期については、五月一日から五月三一日までとする。
 - ③弁償金については、松橋町の例による。
 - 4 町たばこ税、釧産税及び入湯税については、次のとおりとする。
 - ①たばこ税については、現行のとおりとする。
 - ②釧産税については、現行のとおりとする。
 - ③入湯税については、次のアからウまでのとおりとする。
 - ア 納税義務者については、三角町の例による。
 - イ 税率については、三角町の例による。
 - ウ 課税免除については、不知火町の例による。
 - 5 固定資産税については、次のとおりとする。

①納税義務者、課税標準、税率、免税点及び地積については、現行のとおりとする。

②納期については、四月、七月、十二月、二月の四期とし、納期限については各月末日とする。ただし、一二月にあつては二六日とする。市内に住所を有する個人に対する徴収方法については集合徴収とし、その納期については、六月から翌三月までの一〇期とする。その納期限については、各月末日とする。ただし、一二月にあつては二六日とする。

③土地・家屋の評価については、専門業者に委託するなどを含めて新市において調整する。

④固定資産税の減免については、豊野町の例による。

⑤誘致企業に対する固定資産税の減免については、次のア及びイのとおりとする。

ア 期間は、三か年度とする。

イ 工場等の指定は、次のア、イ及びウに定める工場等を対象とする。

(ア) 農村地域工業導入促進法第一〇条、過疎地域自立促進特別措置法第三一条、半島振興法第一七条の適用を受ける施設を有し、市が誘致した工場等

(イ) 前号に規定する工場等以外のうち、新設され又は増設される一の工業生産設備で設備投資の取得価額の合計額が三〇〇〇万円を超え、かつ、これを当該事業に供したことに伴つて増加する雇用者(日々雇い入れる者を除く)の数が七人を超える者を有する工場等。ただし、既に指定された工場等が増設する場合に限つては、構成する建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具器具及び備品の取得価額の合計額が一〇〇〇万円を超える場合に適用するものとし、増加雇用者数の規定は除外する。

(ウ) 市との進出協定を終えた工場等

⑥総合保養地域における固定資産税の不均一課税については、三角町の例による。

6 特別土地保有税については、次のとおりとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
豊野町	長田 政敏	瀧下 好輝	北岡 暉正	深田 義實	村田 幸博
小川町	松永 信雄	佐伯 榮一	飯田 精也	坂田 清一	米村 和雄
松橋町	松田 利康	—	林田 敏嗣	沖村 昭夫	豊田 紀代美
不知火町	森 茂之	浦上 皓二	村崎 美孝	楠田 浩	深水 格
三角町	吉田 等	—	古田 俊一	鯛瀬 優一	有馬 俊一

①納税義務者、課税標準、税率については、現行のとおりとする。

②免税点については、五、〇〇〇㎡とする。

(一〇) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

2 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

(一一) 地域審議会の取り扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく「地域審議会」については、新市において設置する。なお、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、次のとおりとする。(略)

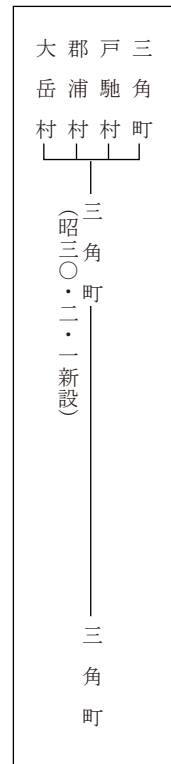
5 合併時の関係町の現況表

区 分	宇城市	合 併 関 係 町				
		三角町	不知火町	松橋町	小川町	豊野町
人 口(人)	六四四五二	一〇、二五五	九、九四四	二五、三七七	二三、九四四	五、一六二
戸 数(戸)	二二、〇七六	三、五九七	三、五九七	八、三九五	四、一七三	一、五九四
面 積(㎡)	一八、一五	四八、三〇	二八、八三	三八、一五	四、六九	三、一五四
業 態						
第一次産業(人)	六、三二〇	一、六三〇	一、〇〇七	一、三六七	一、六〇〇	六〇六
第二次産業(人)	八、一六〇	九七一	一、三三二	三、四五〇	一、七五一	七五七
第三次産業(人)	一、六九八	二、四九	二、五九三	七、三三九	三、四五一	一、一五六
の割合						
計	三二、三三八	五、〇〇〇	四、八三三	二一、四四六	六、八〇二	二、五九九
中学校以 上 中学校	五	一	一	一	一	一
中学校以 上 高等学校	二	〇	〇	一	一	〇
市町村税納税額(百万円)	五、三三二	七、〇五	八、〇	二、三三二	一、〇九五	三、〇
前年度予算総額(百万円)	二八、二八一	七、四〇二	四、三三三	八、〇〇五	五、三三四	三、一八七
生産額						
第一次産業(百万円)	一、一〇二	三、六九四	一、七七一	二、九五五	二、六三三	一、〇二九
第二次産業(百万円)	五、〇三八	四、一七七	一、七四五	二、三九六	六、八八五	三、六五五
第三次産業(百万円)	一、四〇三	二、〇九五〇	一、三、六九	六、七、三八	三、〇、九四六	七、三、〇
計	二、〇、五、四二	二、八、八二	二、七、三五	九、四、三九	四、〇、四、六三	一、一、九、〇四

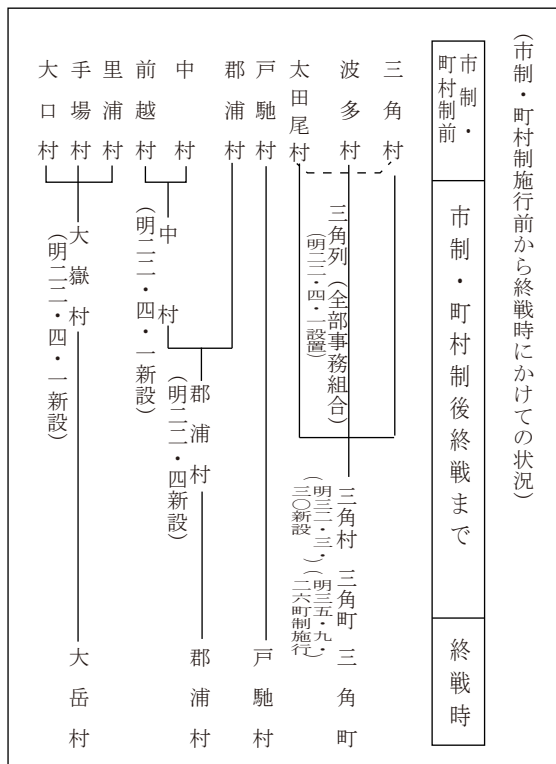
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧宇土郡三角町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 三角町

本町地域は、明治五年(一八七二)長浜、網田、下網田、赤瀬、戸口浦の各

村とともに第三九大区第五一七小区に編入されたが、七年四月、第一〇大区第七小区にまとめられた。一二年三月、大小区制を廃止して三角浦、太田尾、波多三か村を一行政区域とし、その戸長役場が三角浦村に置かれた。一七年四月、三角浦、太田尾、波多の三か村に中村、郡浦、前越、戸馳の四か村を加えて七か村を一行政区域とし、戸長役場を中村に置いたが、一九年三角港築港工事の進捗とともに戸長役場を三角浦村に移した。二一年従来の行政区域を変更し、三角浦村、太田尾村、波多村、戸馳村の四か村で一行政区域を形成し、戸長役場を三角浦村に置いた。翌二二年四月、町村制の施行の際、従来の四か村のうち戸馳村を除き、三角浦、太田尾、波多三か村は組合村を組織したが、三二年三月、三か村が合併して三角村となり、さらに三六年三月、町制を施行して三角町となった。

(一) 戸馳村

旧藩時代は郡浦手永惣庄屋の下に島の庄屋がいてその手によって治められた。明治六年(一八七三)以降郡浦と合併したり分離したりを繰り返したが、二二年独立で田井浦、内潟堂の峯の区域が戸馳村に固定した。

(二) 郡浦村

八代県の頃、里浦村とともに第三九大区一〇小区となったが、明治七年(一八七四)の大小区の改正で第一〇大区八小区に編入された。一二年には中村、前越、里浦の三村と一行政区域となり、一七年には中村列(七村)に含まれた。二二年町村制の施行により郡浦は独立一村となり、中村、前越村が合併して中村となり、さらに、三二年四月、郡浦、中の二か村が合併して郡浦村となった。

(四) 大岳村

明治一二年(一八七九)大口村、手場村、大見村を一行政区域とし、里浦村は郡浦、前越、中村とともに一行政区域とされたが、一七年には大口、手場、里浦、大見の四か村が手場村列となり戸長役場が置かれた。その後、二二年四月町村制の施行により里浦村、手場村、大口村の三か村が合併して大嶽村となった。なお、大見村はこのとき、松合村、永尾村と合併して松合村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

県の合併試案は、三角町、郡浦村、戸馳村の三か町村を一地区とし、大岳村は

隣接の松合町および不知火村との合併が考えられていた。しかし、大岳村は松合、不知火両町村との合併をきらい、三角地区との合併を強く要望した。一方、三角地区においては特別な問題もなく合併気運の盛りあがりを見せ、大岳村の加入についても別に異論はなかった。昭和二年(一九五四)六月、四か町村合併促進協議会を結成し、以来半年にわたり審議検討を重ねた結果、翌三〇年二月一日を期し、新三角町が発足した。旧三角町は重要港湾三角港の所在地であり、国際観光ルートの主要地点としても知られていたことから新町名も「三角町」となった。なお、四か町村合併にあたり、新町発展の一方策として次の要望事項が県に提出された。

(一) 道路の整備

- 1 三角、郡浦、大岳を結ぶ南岸道路の路線改修を要望する。
- 2 三角、太田尾、赤瀬を結ぶ北岸道路の舗装を要望する。
- 3 戸馳、三角間の架橋事業を県営で実施することを要望する。

(二) 産業の振興

- 1 現在、新農村建設計画の指定を受けている三角町区域の、さらに新町全域への拡大を要望する。

- 2 果樹試験場分場を三角町に設置せられたい。

- 3 遠洋漁業に対する助成金を要望する。

(三) 全日制高校の設置

- 三角町に全日制高等学校を設置せられたい。

(四) 家畜保健所の設置

- 家畜保健所を新町に設置せられたい。

(五) 県営船舶給水施設の町営移管

- 三角町東港にある県営船舶給水施設を町営に移管されるよう要望する。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 三角町、戸馳村、郡浦村、大岳村を合併し、町とする。
- (二) 実施の時期 昭和三〇年二月一日
- (三) 新町名 町名は「三角町」とする。
- (四) 役場の位置

- 1 役場所在地は、宇土郡三角町大字波多二二三番地の一とする。

2 役場の建物は、昭和三〇年度に新築することとし、その竣工まで間は
駅裏建築中の事務所において執務するものとする。

(五) 役場出張所

現戸馳村、郡浦村、大岳村、三角町西港に各出張所を置き、当分の間左記の
事務を行なうものとする。

- 1 戸籍に関する事務
- 2 証明に関する事務
- 3 配給に関する事務
- 4 徴税に関する事務
- 5 厚生に関する事務
- 6 土地、家屋に関する事務

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は、昭和三〇
年四月三〇日までとする。

(七) 議員選挙区 選挙区は設けない。

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を一人とし、昭和三〇
年一〇月三十一日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、昭和三〇
年一〇月三十一日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職
務にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身
分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額
に左記に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- ① 昭和三〇年二月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の二〇〇
- ② 昭和三〇年四月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

③ 昭和三〇年七月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 部落連絡員の設置

合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統
合整備する。

(一三) 資産および負債

- 1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。
- 2 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

- 1 現在の四か村の消防機材、器具は新町に引き継ぐ。ただし、これが管
理維持等については当分の間従来の慣行とする。
- 2 三角町新庁舎に消防団の本部を置く。

3 団長の下に副団長四人を置き、分団数及び団員数は現在のままとする。

(一五) 事業

各町村における土木、耕地その他各種継続事業および既定計画事業は継続し
て行なうものとする。

(一六) 左記団体の早期統合をあっせんする。

- 1 農業協同組合
 - 2 農業共済組合
 - 3 漁業協同組合
 - 4 青年団
 - 5 婦人会
 - 6 体育会
 - 7 商工会
 - 8 その他
- (一七) 町民税の賦課率
昭和二九年度は現在のままとし、昭和三〇年度以降は均一賦課率とする。
- (一八) 大字および字の名称
三角町、郡浦村、大岳村の大字および字は、現在のままとし、戸馳村は、大
字戸馳を新設する。

(一九) 無灯火部落の解消 解消に努力する。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
三角町	石見 隆之	尾山 宗男	浦本 源蔵	佐々木龍三	馬場 吉津
戸馳村	佐藤鶴亀人	—	大賀 勤	佐藤 重蔵	尾山 直幸
郡浦村	前田 秀光	坂本亥之吉	坂本 徳蔵	木村 義久	新野 日吉
大岳村	高浜 末熊	中山 厚	木下 平吉	橋本末次郎	西山 勇吉

5 合併時の関係町村の現況表

区	分	三角町	合併町村			
			三角町	戸馳村	郡浦村	大岳村
人	口人	一八四九七	二九六六	四六三二	二、三八八	
戸	数戸	三、五九一	五、一	八、七	四、八	
面	積 平方軒	四、八七	七、七〇	一、七九二	一、〇〇〇	
業態	計	七、〇〇〇	四、八六六	一、〇一〇	九、五二	
		七、〇〇〇	四、八六六	一、〇一〇	九、五二	
業態	計	七、〇〇〇	四、八六六	一、〇一〇	九、五二	
		七、〇〇〇	四、八六六	一、〇一〇	九、五二	

の割合	その他		農 業 人
	計	人	
八、六四四	二、一〇七	一、八七六	三、二四
三、八四	一、六九八	八〇	四、七〇
二、八三〇	三、七五	一、九五六	三、五八四
二、五	一、六	四	二、七五

官 公 署

中学校以 上 中 学 校

国 税 納 税 額

市 町 村 税 納 税 額

前 年 度 予 算 総 額

会 社 、 工 場 、 事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)

生 産 額

計

鉦 工 産 千 円

農 産 千 円

そ の 他 千 円

天 八 一 三

三 一 、 四 〇

五 一 、 六 〇

三 一 、 四 〇

五 一 、 六 〇

一、七〇三
一、四〇七
五、二六四
一、四〇七
五、二六四
三、八
二、一〇
一、一七六

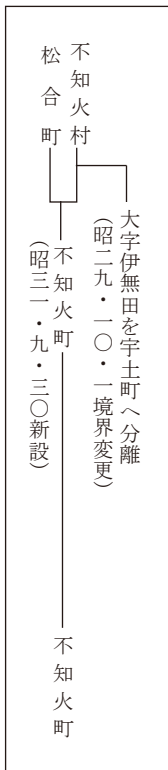
一、七〇三
一、四〇七
五、二六四
一、四〇七
五、二六四
三、八
二、一〇
一、一七六

一、七〇三
一、四〇七
五、二六四
一、四〇七
五、二六四
三、八
二、一〇
一、一七六

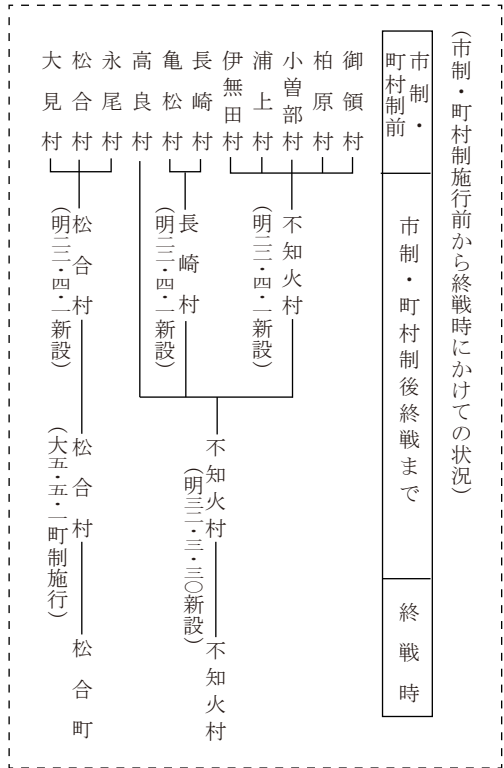
一、七〇三
一、四〇七
五、二六四
一、四〇七
五、二六四
三、八
二、一〇
一、一七六

1 【旧宇土郡不知火町における合併の歴史】

終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 不知火村

旧藩時代、伊無田、柏原、小曾部、御領、高良の各村は、松山手永の下に、浦上、長崎、亀松の各村は、郡浦手永の下にあって、それぞれ庄屋によって治められていた。明治四年(一八七二)七月の廃藩置県により熊本県(五年、白川県と改称)に属したが、同年一月に八代県に属し、里正を置いて、これを治めた。さらに六年、白川県(九年、熊本県と改称)に合併された。七年の大小区の改正後は、第一〇大区のうち、旧松山手永に属した村は第一一小区に、旧郡浦手永に属した村は第一〇小区となり、一二年の郡区町村編制法施行のとき、伊無田村は松山、境目、東松崎の各村と、柏原、小曾部、御領、高良の各村は松橋町と、また、浦上、長崎、亀松は三か村で、それぞれ一行政区域をなし、本村の地域は、三つの行政区域に分かれ、民選の戸長によって治められた。一七年、伊無田村を除く七か村が御領村列として一行政区域となり、官選の戸長が置かれたが、二二年の町村制の施行の際長崎、亀松の二か村が合併して長崎村が、御領、柏原、小曾部、浦上、伊無田の五か村が合併して不知火村が、それぞれ設置され、高良村はそのまま独立した。

その後、三二年三月三〇日、不知火、長崎、高良の三か村が合併して、不知火村となった。

(二) 松合町

幕末より明治初年にかけて永尾、松合、大見ともに、松山手永の下にあり、庄屋によって治められていたが、明治三年(一八七〇)七月、庄屋を改めて里正を置いた。五年四月、里正を廃して戸長が政治を行なうこととなったが、一二年、松合、永尾が一戸長役場の行政区域に、人見、大口、手場とともに一行政区域となった。二二年四月、町村制の施行の際、永尾、松合、大見の三か村が合併して松合村となり、その後、大正五年(一九一六)五月、町制を施行して松合町となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月五日、不知火村、松合町、大岳村の三か町村の長、助役、正副議長および各種団体の長などが松合公民館に集まり、県からの合併試案である三か町村合併についての説明を聞き、三か町村の合併を協議したが、その後、大岳村はこの地区との合併を好まず、三角町ブロックとの合併を推進することになった。

そこで、不知火村および松合町は、二か町村を推進することになったが、地理的条件と財政規模の不均衡等により協議は暗礁に乗りあげた。

翌二九年一月、不知火村は、松合町からの申し出により両町村の三役、正副議長および地方事務所長などをまじえて県の合併試案について懇談を行ない、さらに、同年二月、村議会議員、部落代表、各種団体の長を集めて第一回の村民懇談会を開き、町村合併促進法ならびに宇城地方の合併気運および合併の状況等を説明した。このときの村民の大勢は、松橋町ブロックとの合併の意見が多かった。

同年三月一日、不知火村は、前回と同じメンバーを集め県からも出席して第二回の村民懇談会を開いて懇談を行なった結果、村長、村議会議員三人、学識経験者五人の合計九人をもって構成する任意の町村合併促進委員会を設置し、これによって合併の促進をはかることになった。合併促進委員会は、三月一七日、第一回の会議を開催し、合併交渉のため松橋ブロックの松橋町、当尾村、豊福村、豊川村の四か町村に、村議会議員、各委員会および協議会等の委員を派遣すると

ともに、松合町に対しても同メンバーを派遣することを決めた。

続いて三月二十七日、第二回の促進委員会を開いて、先の松橋ブロック関係町村訪問の状況を検討した結果、再度、松橋ブロック関係町村を訪問することを決め、四月五日に開かれた松橋地区町村合併促進協議会に不知火村合併促進委員が出席して、松橋ブロック不知火村合併に対する意向を質した。これに対して松橋地区町村合併促進協議会は、既定の方針で合併を進める考えを示し、不知火村の加入については難色を示したので、不知火村の松橋ブロック合併は前途多難の様相を呈するに至った。その翌日、さらに第三回の促進委員会を開き、松橋ブロック関係町村住民の意向調査に乗りだすことを決めた。

四月一六日、不知火村公識者全員と各部落より代表一〇人以内の参集を求めて第四回の促進委員会を開き、委員長がこれまでの経過を報告したあと、懇談を行なったが意見がまとまらず、促進委員会は、引き続き松橋ブロック合併への努力を継続することになった。

五月五日、第五回の促進委員会を開き、松橋ブロック合併再検討のため村議会議員全員を促進員に委嘱し、同月一五日、促進委員と促進員との合同協議会を開くことにしたが、この日、松合町から代表三人が不知火村を訪れ、松合町が不知火村と合併する意思のあることを正式に伝えた。

松合町では、県の合併試案である不知火村、松合町、大岳村三か村合併の構想が大岳村の離脱により壊れたあとは、不知火村との合併を唯一の目的として、その時期がくるのをひそかに待っていたという状態であった。

前回の促進委員会の決定どおり、五月一五日、不知火村は促進委員と促進員との合同協議会を開き、松橋町議会議員二人と松合町から二人の関係者が出席し、それぞれ意見を交換した。このころ、松合町では不知火村の松橋ブロック合併への熱意が強固なるものであることを察知し、不知火村とともに松橋ブロックへの合併促進に動きはじめた。すなわち、代表者が、松橋ブロック四か町村の有力者を波状的に訪問し、松合町の松橋ブロック合併へのあつせんを依頼した。

五月一九日、不知火村では促進委員と促進員との第二回の合同協議会を開いたが、前回の協議会において、不知火村の松橋ブロック合併へのあつせんを約束した松橋町議会議員からは何らの回答もなく、松橋ブロック合併への進展のきざしはみえなかった。

五月二四日に至り、松橋町議会議長ほか議員六人が不知火村を訪れ松橋町ほか三か町村は不知火村との合併を正式に拒絶することの態度を明らかにした。これと時を同じくして、松合町へも松橋町議会議員が訪れ、松合町の松橋ブロック合併を正式に拒絶した。これにより、事態は急激に変化したものの、不知火村はなお、松橋ブロックとの合併意欲を捨てず、さらに松橋町との合併について県に善処方を要望した。

六月二四日、第六回の促進委員会を開き、委員長からこれまでの経過報告を受けたあと、今後の対策のため、さらに七月一七日に村民懇談会を開くことを決めた。

これに基づき同一七日、第七回の促進委員会を開き、引き続き村内の代表者約三〇〇人を集めて、合併村民懇談会を開いた結果、村民の世論を調査するため、(一)村単独でいくか、(二)松合町と合併するか、(三)宇土町と合併するか、(四)その他、の四項を印刷したカードを有権者全員に配布し、記名式住民投票を行なうことになった。

なお、不知火村大字伊無田地区は、宇土町編入の要望が強かったため、二九年九月一日、同地区の境界変更の議決がなされ、一〇月一日をもって宇土町へ編入された。

一〇月三日、不知火村は、第八回の促進委員会を開き、続いて、第五回村民懇談会に移り、住民投票による世論調査の結果を発表した。その結果は、次のとおりである。

投票総数

村単独でいく	三三三三票
松合町と合併する	九八一票
宇土町と合併する	一〇二三票
その他	六六五票
松橋町と合併する	五三四票
その他	一九票
無効	一一票

この結果、促進委員会は、「村の最高議決機関である村議会の良識に一任する。」

ということを全会一致で決定し、促進委員会を解散した。こうして不知火村の松橋ブロック合併への望みは断たれ、事態は全く白紙にかえった。

その後、一〇月一日、松合町より三役および正副議長が不知火村を訪れ、不知火村と合併したい旨の意思表示を行なったので、不知火村長は、同月一三日の村議会の席上、「松合町と一応合併して、しかるのちに次の事態を考慮してはどうか。」と発言し、事態は、不知火、松合の二か町村合併の方向に動きはじめた。

翌三〇年一月一七日、促進法に基づく二か町村合併促進協議会が設けられ、事務局を不知火村役場に置き、両町村合併の事務を進めることとなった。ところが、松橋町に接している不知火村大字御領の一部住民が、「松合町合併反対」、「分村を認めろ」、「促進法による分村へ」、「松合町との合併反対、松橋町との合併促進」等と書いた無数ののぼりを押し立てて、合併事務局のある不知火村役場に押しかける等の反対運動が起こった。このため、村当局はこのように根強い松合町との合併反対を無視して、なおかつ合併事務を進めることは、ますます住民の感情を刺激し、将来にしこりを残す結果ともなると考え、一応事態を静観することとし、合併事務局を一時間閉鎖することにした。

この松合町との合併反対の根拠は、財政規模が小さく、自主財源に乏しい松合町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の発展は期待されないということであったが、さらに、不知火村と松合町が合併した場合、両町村のうち最も大きな部落である大字松合と大字高良および御領が町の東部と西部に分かれ、その間の距離が八キロメートル近くも隔てるので地理的にも不自然な状態になり、両町村の融合を阻害するのではないかということもあった。

その後、町村合併促進法の適用期限である昭和三二年九月三〇日を目前にして、県のあつせんにより、不知火、松合両町村合併の話合いが急ぎよ行なわれたが、九月二三日に至り、文字どおり土壇場の両町村合併促進協議会が開かれた。協議会は、その日の深夜まで続けられた結果、合併の重要条件である新町の名称、役場の位置など合併の諸条件を決定し、松合町議会はその夜、不知火村議会は明け二四日、それぞれ招集され、ともに合併の議決を行なって、同年九月三〇日、新不知火町が誕生した。

因みに、「不知火」の名は、景行天皇の伝説にちなんでつけられたものである。

すなわち、景行天皇は、熊襲征伐のため九州へ遠征されたが、熊襲打伐後、鹿児島の大隅を経て人吉盆地を通り、日奈久の海岸から船に乗って火の国へと進まれた。途中で陽が沈み、あたりはますます暗さを増し、進むことも引くこともできず、どこに船を着けようかと迷われた。丁度このとき、海上はるかに怪しい火が見えたので、天皇はその火をめざして進まると、ようやくにして岸に着くことができた。そこで天皇は、村人に「この村は何という村か。」と尋ねられると、「八代のあがた豊村」(今の松橋町豊福)と答え、さらに、「あの火は何の火か。」と尋ねられたが、誰も答えるものがなかったので、天皇は、「これは人間の火ではあるまい。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というのであろう。」といわれ、以来、この主知らずの火を「不知火」と呼ぶようになったと伝えられている。

このように、「不知火」の名は、関係住民に古くから親しまれ、また、全国的にも有名であったので、新町名も「不知火町」と決定された。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 不知火村、松合町を合体し、町とする。
- (二) 実施の時期 昭和三十一年九月三〇日
- (三) 新町名 「不知火町」
- (四) 役場の位置 当分の間、不知火村大字高良二七一〇番地とする。
- (五) 役場出張所 松合町役場を出張所とする。
- (六) 議員の任期 合併の日より一年間、引き続き在任するものとする。
- (七) 議員の選挙区および定数

新町発足後、合併関係町村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数を左記のとおりとする。

- | | | | |
|--------|----|-------|----|
| 不知火選挙区 | 八人 | 松合選挙区 | 七人 |
|--------|----|-------|----|
- (八) 農業委員会委員の任期 合併の日より昭和三十一年七月一九日まで在任するものとする。
 - (九) 助役の定数 一人とする。
 - (一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

合併の際、現にその職にある一般職の職員は、引き続き新町の職員としての

身分を保有し、勤務年数は継続する。

合併の日より一年以内に退職した者に対しては、国家公務員の例によつて退職手当を支給する。

(一一) 部落嘱託員の設置

当分の間、現在のままとし、将来必要に応じて統合整備する。

(一二) 財産および負債

1 合併関係町村の財産は、無条件で新町に提供する。

2 合併関係町村の負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一三) 消防団の統合

1 合併関係町村の消防機械器具は、新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを購入する。

2 不知火町に消防団の本部を置き、合併関係町村に分団を設置する。

3 分団数および団員数は、当分の間、現在のままとする。

(一四) 事業

合併関係町村における土木、耕地その他各種事業および既定計画事業は、継続して行なう。

(一五) 左記の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、漁業協同組合、農業共済組合

青年団、婦人会、商工会、体育会

当分の間、合併関係町村の漁業協同組合は、組合員の資格に関し、その制限を存置する。

(一六) 町村税の賦課率 三か年以内に均衡を失しないよう調整する。

(一七) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

(一八) 無灯火部落の解消に努力する。

4 合併時の三役及び正副議長

5 合併時の関係町村の現況表

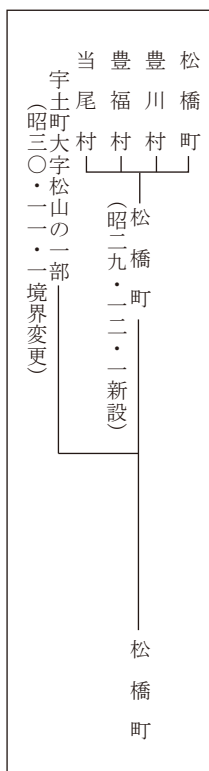
県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	上 の 学 校 高 等 学 校	中 学 校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平 方 料	戸 数 戸	人 口 人	区 分							
					都 市 的 業 態			農 業						計 人	積 平 方 料	数 戸	口 人	不 知 火 町	合 併 町 村		
					商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人										不 知 火 村	松 合 町
二六七三	八五	一	二	一〇	六六三	一八九七	四七四	五三五	四三八	四二	二九三三	二〇〇六	二二〇六	六七八	五二八						
一八四	六六七	一	一	六	四八九	九七三	三四四	二四九	二〇四八	四四	一五〇八	一八八	一〇三五	一四二四	二五九〇						
七六八	一四四	一	一	四	二四三	九四	一三八	二八六	二五〇	二六	一四二四	一〇三五	一四二四	二五九〇	二八六						

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
不知火村	片岡政次	堀内政五郎	辛川直喜	宮崎嘉明	横山光右衛門
松合町	河野仁	松村善兵衛	松浦寛	中川政次	中川義雄

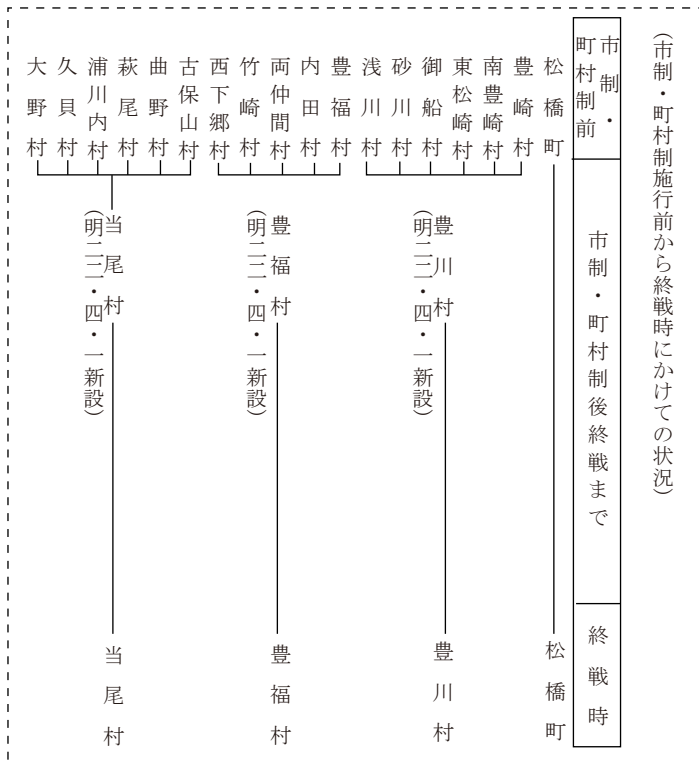
市町村税納税額		千円
前年度予算総額		千円
会社工場事業場(資本金五百万円以上)		
二五六七	三四三〇	一
一〇七三	八一九六	一
四七四	一六一六二	一
生産額		
計	千円	
三五五七	二八五四〇	一八八五
二四、〇〇〇	一九一三	一、〇〇〇
九四五七	一五三、〇〇〇	一七八五
	八七、〇〇〇	一七、八七五
	三、五〇〇	

【旧下益城郡松橋町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 松橋町

旧藩時代は河江手永に属していたが、明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第一〇大区第一小区に属し、一二年には郡区町村編制法の施行により、大野村とともに、現在の不知火町の柏原、御領、高良地区と同じ行政区域に属していたが、一七年の改正により大野村ほか九村とともに一行政区域となった。その後二二年の町村制施行に伴い独立村となった。

「まつばせ」という町名の源は明らかでなく、確かな根拠もないが古老からの言い伝えによれば、次のとおりである。

松橋方面の台地と、宇土半島の台地や山岳地帯との間、すなわち不知火町一

五社、柏原、小曾部およびその北方有明海に開ける一条の水田地帯は、昔細長い瀬戸であり、不知火海と有明海はこの瀬戸で連なり、宇土半島は宇土島であった。この瀬戸が「松葉の瀬戸」と呼ばれていたらしく、「まつばのせと」が「まつばせ」となり「松橋」になったのであろうといわれている。

(二) 豊川村

徳川時代に干拓された新地で、直接には河江手永の管轄に属し、豊崎、御船、南豊崎、浅川、砂川および東松崎の区域がそれぞれ村をなしていた。明治三年（一八七〇）藩政改革に際し、各村に与長を置き、その上に里正があつて統治した。

明治二年の郡区町村編制法施行の際の行政区画は、豊崎、御船、南豊崎、東松崎、西下郷および久具の六か村の区域と浅川、砂川、新田出および住吉の四か村の区域とに分かれていたが、その後一七年の区域の変更により、本村地域は松橋町列に加えられた。二二年町村制施行により豊崎村ほか五か村が合併して豊川村となった。

(三) 豊福村

旧藩時代は河江手永に属し、豊福、竹崎、両仲間、内田および西下郷の各地区がそれぞれ村をなしていた。

明治二年（一八七九）郡区町村編制法施行の際は、内田、豊福、竹崎および両仲間の各村は浦河内村と行政区区域を同じくし、一方、西下郷村は久具、豊崎、御船、南豊崎および東松崎の各村と同じ行政区区域に属することとなったが、一七年区域変更によって、豊福村など四か村は、曲野村列に、西下郷村は松崎町列に加えられた。二二年の町村制施行により、豊福村ほか四か村が合併して豊福村となった。

(四) 当尾村

旧藩時代は河江手永惣庄屋の支配を受け、曲野、古保山、萩尾、浦川内、久具および大野の区域ごとくに庄屋があつてそれぞれ村をなしていた。その後、明治三年（一八七〇）の藩政改革により里正によって総括されることになったが、五年には里正が廃止されて戸長によって治められることになった。一二年郡区町村編制法施行により、曲野、古保山、萩野は三か村で、浦川内は豊福村ほか三か村と、久具は西下郷ほか四か村と、また大野は松橋ほか三か村とそれぞれ一

行政区区域となったが、一七年改正されて曲野、浦川内、豊福、古保山、内田、両仲間、萩尾および竹崎の八か村が一行政区区域となり、一人の戸長によって統治され、一方、久具、大野の両村は松橋町ほか七か村と一行政区区域をなし、他の戸長によって治められていた。二二年の町村制施行により、曲野村ほか五か村が合併して当尾村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

松橋町ほか三か村合併 この地域は、従来から学校、伝染病院を共同設置しており、また地理的条件、経済的条件等からみても一つの地区としてのまとまりをもち、住民の人情風俗も類似している等、合併への条件が整っていたといえる。

促進法の施行に伴う県の合併試案も松橋町、当尾村、豊福村および豊川村の四か町村合併を予定し、この試案に基づき関係四か町村の合併問題が協議されることになった。

関係町村の協議にあたっては、別段特記するほどの問題はなかつたが、昭和二年（一九五四）三月下旬に、不知火村から合併加入の申込みが行なわれ、また、同年五月には松合町からも合併加入の申込みがなされた。しかし、松橋地区の大勢は、不知火村、松合町の加入をあらゆる面から適当と考えず、五月下旬正式に両町村の合併加入を拒否した。

このように四か町村の合併はさして問題もなく、二九年一月一日をもって新松橋町の発足をみるに至つた。

宇土郡との境界変更 宇土町のうち、大字松山の岩谷、国嶽および外野の各地区は、地理的および経済的な条件により早くから松橋町への編入を希望していたが、新松橋町が発足したあと一段と編入の気運が高まり、宇土町と協議の結果、昭和三〇年（一九五五）一月一日をもって同地区は境界変更により松橋町に編入された。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 松橋町、豊川村、豊福村、当尾村を合体し町とする。

(二) 実施時期 昭和二九年一月一日

(三) 新町名 町名は「松橋町」とする。

(四) 役場の位置

1 役場の所在地は、下益城郡松橋町字大道三九五番地の一とする。(現在地は、松橋町大字大野八五番地)

2 建物は昭和三〇年度に新築することとし、それまでの間は松橋町役場にて執務する。

(五) 役場出張所 出張所は設けない。

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は在任期間とする。

(七) 議員の選挙区 選挙区を設けるものとする。

(八) 農業委員会の委員の任期、定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二七人とし、昭和三〇年五月三十一日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を、四人とし、任期は、議会議員の任期と同様とする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和二十九年二月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の二〇〇

2 昭和三〇年二月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

3 昭和三〇年五月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 部落連絡員の設置

合併関係の嘱託員はこれを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統合する。

(一三) 資産および負債

1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。

2 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(四) 消防団の統合

1 現在の四か町村の消防機械、器具は新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを購入する。

2 松橋町に消防団の本部を置き、各町村に分団を設置する。

3 分団数および団員数は、当分の間現在のままとする。

(一五) 国民健康保険

豊福村、豊川村健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町発足後三か年以内において全区域内に実施するよう考慮する。

村民税の賦課率については、均一課税とする。

(一六) 事業

各町村における土木・耕地およびその他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一七) 次の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、体育会、商工会、その他

(一八) 町民税の賦課率

均一課税とし、標準税率以上とする。ただし、旧豊福村に対しては、三か年開通減額で調整する。

(一九) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

(二〇) 無灯火部落の解消

4 合併時の三役及び正副議長

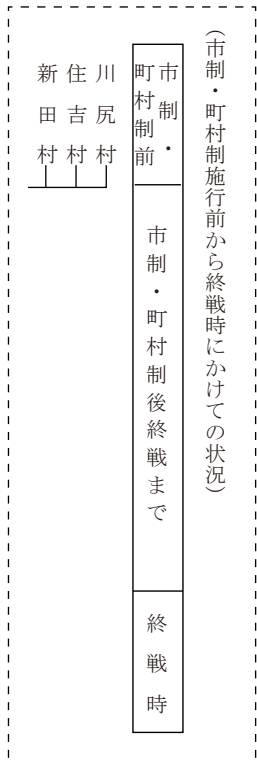
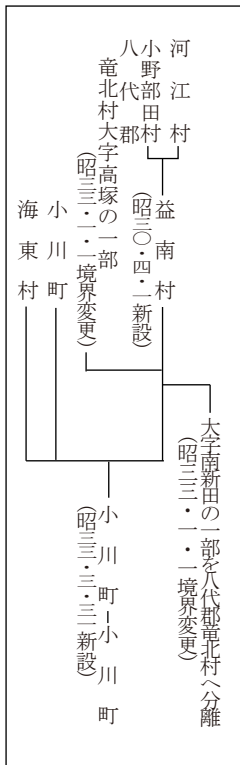
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
松橋町	浜田 政雄	上田 恵一	緒方 隆	米沢 次一	坂口宇之助
豊川村	上原 茂	岡崎美代次	関 鉄蔵	吉田 長雄	池上 重茂
豊福村	福田 典蔵	蔵岡 範三	揃田 清一	村上 二男	島田 清一
当尾村	池上 巖	北岡 秀雄	上野 定雄	丸目寿一郎	吉田 末人

5 合併時の関係町村の現況表

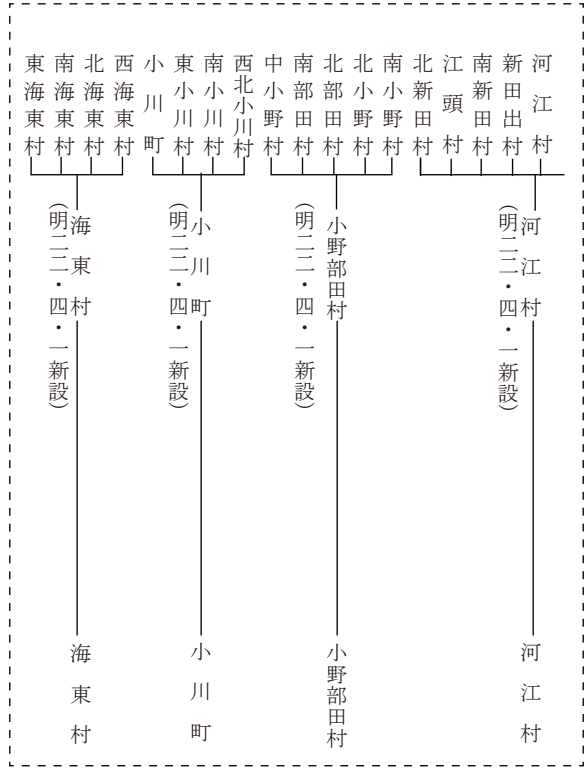
区 分	人 口	戸 数	面 積 平方料	業 態				官 公 署	中 学 校		国 税 納 税 額 千円	県 税 納 税 額 千円	
				都 市 的 業 態		そ の 他 の 業 態			中 学 校	高 等 学 校			
				商 工 業 人	そ の 他 人	農 業 人	そ の 他 人		計 人	計 人			
松橋町	一八三五	三三〇	四・〇二	一四七	二二〇	二五〇	五六〇	一〇〇二	一五七	二	一	二二三九	五八八
松橋町	四一九	八八	一・五	一〇六	一	一〇六	二九	二八四	三二五	三	一	三三六	三八四
豊川村	四〇五七	六五	二二七	五九	二五〇	二〇九	一八四	二〇八	三八四	一	一	四三三	三四
豊福村	四六一	七五	二・三四	一四五	七五	八〇	一四七	二三四	三七一	一	一	三八〇	四六
当尾村	五三四	九七	一六・三	二九	二六	四七	二〇四	二八二	四八六	一	一	一五〇〇	一三四

【旧下益城郡小川町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



生産額	市町村税納税額 千円		前年度 予算総額 千円	会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)
	計	千円		
計	四二〇三〇	三〇、七六	六六、五〇	一
農産	四〇七七〇	七、四七	二二、五七	一
工業	一一〇〇〇	八、三三	一一、三〇	一
その他	五〇〇	六、九六	一三、六九	一
計	一六〇〇〇	一、七二	一、七二	一
計	一〇五九八	一、七二	一、七二	一
計	一五、六四三	一、七二	一、七二	一
計	一八〇六七〇	一、七二	一、七二	一



(一) 河江村

旧藩時代は、河江手永惣庄屋の支配を受けた。明治七年（一八七四）の大小区制においては、白川県第一二大区に属し、南新田、新田、川尻、住吉、新田出の五か村が第二小区に、江頭、河江、北新田の三か村が第三小区になった。一二年、郡区町村編制法の施行により、本村の地域は二つの行政区域に分かれた。すなわち、新田、南新田、川尻、北新田、江頭、河江の六か村が一区と、新田出、住吉は、浅川、砂川とともに一区となって、それぞれに戸長役場が置かれたが、一七年の行政区の改正により、川尻など八か村が一行政区域となつて、二二年の町村制施行による合併の基礎をなした。

(二) 小野部田村

旧藩時代は、河江手永惣庄屋の管下にあった。明治七年（一八七四）の大小区制においては、第一二大区第三小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、北小野村、中小野村、南小野村、南部田村、北部田村の五か

村が同一行政区域に編制され、戸長役場の統治下に置かれることになった。二二年、町村制施行に伴ない、この北小野村ほか四か村が合併して小野部田村となった。

(三) 小川町

旧藩時代は、河江手永惣庄屋の管下にあった。明治四年（一八七一）七月、廃藩置県により下益城郡は、熊本県に編入され、さらに同年一月、八代県となつて区制が布かれた。八代県は、六年一月、一年二か月にして白川県に合併されたが、本町の地域は白川県第三七大区の第二一、二三小区に属し、七年の改正で第一二大区の第三小区、第四小区となった。一二年、郡区町村編制法が施行されると、本町の地域は二つの行政区域に分けられ、小川町と西北小川村、東小川と南小川の両村がそれぞれ一行政区をなしたが、一七年にこの両区は合わせて一行政区に修正され、二二年の町村制施行に伴う小川町合併の基礎をなした。

(四) 海東村

旧藩時代は、河江手永に属し、上江頭に会所を置く惣庄屋の支配を受けた。明治三年（一八七〇）、庄屋は里正に改められ、本村の地域は、東海東および北海東、南海東および西海東にそれぞれ里正が置かれて村政が行なわれた。七年の大小区制においては、小川町の一部とともに第一二大区第四小区に編入され、同一戸長の統治を受けた。一二年、大小区制が廃止され、郡区町村編制法が施行されると、北海東および東海東、南海東および西海東がそれぞれ一行政区域となつて戸長役場が置かれたが、一七年に両区域は一区域にまとめられ、二二年の町村制の施行に伴い、四か村が合併して海東村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

小川、海東、河江および小野部田の四か町村は、従来から小川町を経済の中心とした一ブロックを形成しており、人情、風俗等も類似していた。このため四か町村の執行部および議会は、四か町村合併を目途として昭和二八年（一九五三）九月の上旬に、最初の四か町村合併促進協議会を開催したが、町村合併促進法制定に伴ない発表された県の合併試案でも、この四か町村合併が考えられていた。その後、事務局においては、四か町村合併議案の作成、行財政の現況調査等、

四か町村合併の準備が進められていったが、協議が重ねられていくうちに、小野部田、河江の両村内に、小川町、海東村との合併に反対し二か村のみで合併しようとする声もあがった。この小野部田、河江両村の動きに対して、小川町は、四か町村合併ができない場合は、海東村を除いた三か町村合併という線もちだしたが、小野部田、河江の二か村合併の意向は意外に強固なものであった。

一方、海東村は、小川地区との合併ができない場合は、地形的な関係で他地区との合併も望めない状況にあったため、なんとか四か町村合併を実現したいという意向が強く、再三にわたって既定方針どおり四か町村合併の実現を主張した。

益南村の誕生 このように四か町村合併の計画は、途中で挫折し、小野部田、河江の二か村合併の動きが、具体化してきた。昭和二十九年九月一日、二か村合併促進協議会が設置され、その日の協議会で、翌三〇年四月一日をもって二か村が合併し、益南村として発足する等の主要事項が決定された。その後、二十九年二月までの間に数回にわたり協議会が重ねられた結果、一月五日両村議会において合併の議決がなされ、三〇年四月一日をもって益南村が発足した。

小川町の誕生 益南村の合併議決がなされた昭和二十九年二月以降しばらくの間は、小川町、海東村においても合併の動きは休止の状態であったが、翌三〇年六月、県の主催により益南、小川、海東の三か町村合併懇談会が開かれた。この席上で、小川町、海東村は極力三か町村合併を主張したのに対し、益南村にはしばらく現状維持を主張する者と、村民の世論があれば合併の考えもあるという者があつたが、結論としては、三か町村合併に努力することを申し合わせた。

その後、小川町および海東村はそれぞれ独自の立場で、益南村に対して合併の働きかけを行ない、県においても合併呼びかけのパンフレットを三か町村に配布するなど合併促進を図った。

しかし、益南村における意見の対立ははげしく、益南村と小川町だけの二か町村合併案、あるいは、いずれの町村とも合併しない案等の意見も強くなり、もはや議会および執行部だけでは態度を決定しかねる状態になる一方、小川町および海東村からの呼びかけもますますはげしくなった。三二年一月一六日、県は、三か町村合併についての知事勧告をだしたため、益南村もいよいよ態度を決定しなければならなくなった。そこで、益南村は、最終的には住民の世論をまつほかはないとして住民投票が考えられたが、この投票についてもその結果を心配する者

もあり、住民投票を実施するか否かについて論議された。結局、同年三月一日、住民投票が行なわれ、合併賛成一、二〇五票、合併反対一、八六四票で合併反対が強く、心配された事が事実となった。このような状況から、一月にだされた知事勧告に対して、益南村としてはこれ以上合併を推進することは困難であるとして、県の合併計画の変更を要望したが、小川、海東の両町村では、同年四月、それぞれ三か町村合併の議決をして、その旨を県に報告した。

しかし、益南村の住民投票の結果により、合併促進の動きはその後しばらく休止状態になったが、県ならびに小川町、海東村は、なお三か町村合併を希望し、三二年一〇月に入り、三か町村の長および議長長の六者会談が開かれ、再び合併への動きが開始された。

このころになると、益南村における合併反対の意見も大分やわらぎ、同年二月には、第一回の三か町村合併促進協議会が開催されるに至った。その後、数回にわたり協議会が重ねられた結果、三か町村合併という基本方針にはさほど反対はなく、ただ、合併条件について多少の論議があつた程度で、三三年三月二日をもって新小川町の発足をみた。

益南村と竜北村との境界変更 小川町の誕生より前の昭和三十三年（一九五八）一月一日、益南村と八代郡竜北村との間に、土地改良事業の結果、境界を明確にするため境界変更がなされたが、この変更地区には居住する者もなく別に問題はなかった。

3 合併条件および協定事項

河江村、小野部田村の合併

- (一) 合併形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新村名 村名を「益南村」とする。
- (四) 役場の位置

 - 1 下益城郡河江村南新田四七七番地、現河江村役場を増築し充てる。

- (五) 役場の出張所 出張所は設けない
- (六) 議員の任期

河江村および小野部田村議会の議員は、町村合併促進法第九条第一項の規定

に基づき昭和三〇年四月二十九日まで在任するものとする。

(七) 議員の選挙区 選挙区は設けない。

(八) 合併関係町村の職員的身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新村の身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和三〇年四月末日までに退職した者一〇〇分の二〇〇以下

2 昭和三〇年六月末日までに退職した者一〇〇分の一六〇以下

3 昭和三〇年九月末日までに退職した者一〇〇分の一三〇以下

特別職の退職者は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

(九) 助役の定数 一人とする。

(一〇) 部落連絡員の設置

合併関係町村の嘱託員は当分現在のままとし、将来事情に応じ統合整備する。

(一一) 資産および負債

1 両村有資産は、無条件で新村に提供する。

2 両村有負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一二) 国民健康保険

小野部田村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新村発足後三か年以内に全区域に実施するよう考慮する。

(一三) 事業

両村における土木、耕地その他の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一四) 団体の統合を左のとおりあつせんする。

1 益南村婦人会の設置について

昭和三〇年四月一日、益南村婦人会を設置し、その支部として益南村西部婦人会と益南村東部婦人会を置くものとする。

2 益南村青年団の設置について

昭和三〇年四月一日、益南村青年団を設置し、その分団として益南村西部

青年団と益南村東部青年団を置くものとする。

3 益南村消防団の設置について

昭和三〇年四月一日、益南村消防団を設置し、その分団として益南村西部消防団と益南村東部消防団を置くものとする。

(一五) 農業協同組合の名称変更を、左のとおりあつせんする。

河江村農業協同組合を益南村西部農業協同組合、小野部田村農業協同組合を益南村東部農業協同組合と改称するものとする。

(一六) 農業共済組合の名称変更を、左のとおりあつせんする。

河江村農業共済組合を益南村西部農業共済組合、小野部田村農業共済組合を益南村東部農業共済組合と改称するものとする。

(一七) 村民税の賦課率 均一課税とし、標準税率以上とする。

(一八) 大字および字の名称

両村の大字および字はの名称は、現在のままとする。

(一九) 保育所の設置

昭和二九年年度において小野部田村に保育所を設置し、昭和三〇年四月一日より河江村保育所を益南村西部保育所、小野部田村保育所を益南村東部保育所と命名するものとする。

(二〇) 河江橋より守山八幡宮に至る県道の幅員の拡張

(二一) 昭和三〇年度において、河江村小学校の第二校舎および家事室を改修する。

(二二) 上住吉より沖塘に通じる村道の幅員(一メートル)の拡張

(二三) 河江村巡査駐在所より県道までの側溝工事の実施

(二四) 清兵衛橋の改修

(二五) 長右衛門橋の改修

(二六) 事業計画の実施割合 河江村七・小野部田村三

益南村ほか二か町村の合併

(一) 合併の形式 小川町、益南村および海東村を合体し、町とする。

(二) 実施の時期 昭和三三年三月三十一日

(三) 新町名 町名を「小川町」とする。

(四) 役場の位置

熊本県下益城郡益田村大字南新田四七六番地とする。

(五) 議員の選挙区および定数

1 議員の定数は、一八人とする。

2 新町発足後、旧町村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数を次のとおりとする。

小川選挙区 五人 益南選挙区 九人 海東選挙区 四人

(六) 選挙による農業委員会委員の定数

選挙による農業委員会委員の定数は、一八人とする。

(七) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定の例により、町村合併の際現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の退職手当に関しては、関係町村間の均衡を失しないよう別途考慮する。

(八) 資産および負債

1 合併関係町村有資産は、無条件で新町に引き継ぐ。

2 合併関係町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(九) 国民健康保険

益南村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条の規定の例により存続し、新町発足後三年以内において全区域に実施するよう考慮する。

(一〇) 町民税の賦課率

新市町村建設促進法第二二条の規定を適用し、三か年以内に均衡を失しないよう調整し、昭和三六年度より均等課税する。

(一一) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

(一二) 中学校の統合 中学校は、合併後統合するものとする。

益南村ほか二か町村合併における議会の議決を要する協定事項

(一) 合併形式 益南村の既定事実を認めた対等合併とする。

(二) 町長職務執行者 職務執行者は、現益南村長とする。

(三) 臨時教育委員の定数 定数は五人とし、次のとおりとする。

小川町二人 益南村二人 海東村一人

(四) 選挙管理委員会委員の定数 定数は三人とし、次のとおりとする。

小川町一人 益南村一人 海東村一人

(五) 協議委員会の定数

定数は三三人とし、次のとおりとする。ただし、会長は益南村委員をもって充てる。

小川町八人 益南村一七人 海東村八人

(六) 職員の定数および給与

1 職員の定数は、益南村定数条例による人口比率を基準とする。その割合は次のとおりである。

益南村一八人（職員一人当り人口五〇九・八人） 人口八、六六六人

小川町一一人（現員一五人） 人口五、二四一人

海東村九人（現員一四人） 人口四、二三五人

ただし、人口は昭和三〇年一〇月一日の国勢調査による。

2 職員の整理は、合併前にそれぞれの町村において行なうものとする。

給与については合併前に調整する。

(七) 財産処分 財産区は設定しない。

(八) 中学校の統合 統合を原則とし、教育委員会にはかる。

(九) 役場出張所

役場出張所は置かない。ただし、海東村に駐在職員を置くことを考慮する。

(一〇) 町村民税の賦課率

海東村の町村民税の賦課率は、不均一課税を適用し、昭和三三年度より昭和三五年度までとする。

課税率は、昭和三二年度税率の割合とする。

(一一) 合併の実施時期

合併の期日は、昭和三二年度中、その期日については関係町村長、議長に任ずる。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 河江村、小野部田村の合併

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
河江村	桑原 俊雄	江口 勝義	三川 登	坂田伊太郎	森田 初次
小野部田村	吉村 運藏	江村 勝記	井尻 秀雄	吉田弥生人	稼 光五郎

(二) 益南村ほか二か町村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
益南村	桑原 俊雄	吉村 優	平田 貢	野田 保	宮本 繁次
小川町	遠山 敬吉	柏原 留己	佐野 敏人	吉富 達雄	柏原 静樹
海東村	松永 民雄	吉迫 利春	松崎 豊藤	河瀬 一夫	上田 英道

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 河江村、小野部田村の合併

区 分	益南村		合併町村	
	人口	戸数	河江村	小野部田村
人	八七四七	一三九五	五七七七	二九七〇
戸			九二〇	四八五
面積	一四・七四		七・八八	六・八六

(二) 益南村ほか二か町村の合併

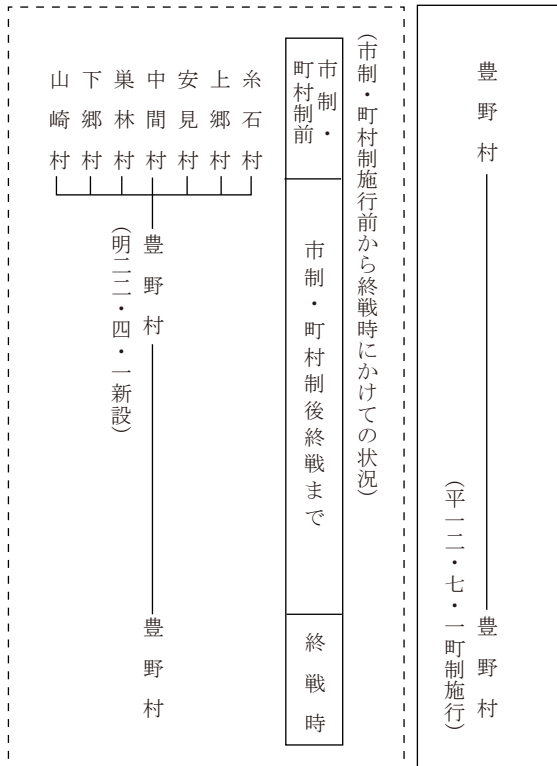
区 分	関係町村		
	小川町	益南村	海東村
人口	一八三四四	八七二	四三〇

生産額	官 公 署		中学校以上		国 税		市 町 村 税		前 年 度 予 算 総 額		会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)		業 態 の 割 合		
	計	その他	高 等 学 校	中 学 校	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	額	額	額	額	計	都 市 的 業 態	
														農 業	商 工 業
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人	
二七〇六二	一五七〇五	七四八九七	一	一	六二四	四五七	一九九	七六〇	二八四六	一八〇六五	一	一	九四三	五四六一	二九七〇
二〇〇〇	八〇〇〇	二二〇〇			一六七六	二、五三三	一、四九	二、九	一、六七六	一、五三三			一、四九	九三	五〇六
二四九三五	一八七七五	六、六四七			一、二五	一、二五〇			二、八四六	一、八〇六五			六、九三	四四六八	二、四六四
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇			一、二五〇	一、二五〇			一、二五〇	一、二五〇			三、六	三、六	一
													三、六	三、六	一
													三、六	三、六	一

生産額	戸										面	積	平方	料	数	戸		
	計	その他	農産	鉱工業	割合	の	業	態	業態								業態	
									計	その他								
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人	人	人	人	人	人	人	
八六、六三	四一、〇〇	四九、〇九	三七、三四	一	六四、九三	三四、四四	四九、八	一七、三六	一	二	九	一五、三〇	二、六五	二、六五	二、九四	一、九四	四〇、一八	三〇、四六
二六、五六	六〇〇	九五、九〇	一〇、〇〇	一	一九、〇七	一〇、二七	三三、七	九七、〇	一	一	三	二、六五	七、五	一、九〇	二、六八	一、六三	五、七九	九、一
五九、四九	一〇、〇〇	二四、三三	二五、一四	一	二八、七四	一八、〇五	一、五四	七、二七	一	一	三	八、四五	一、五三	六、九三	三、六	一、六六	一五、六六	一、四〇
二五、五〇	一〇、六〇	一〇、七〇	一、二〇	一	一七、六七	六、二八	一九、二	四、三	一	一	二	四、三〇	三、八	三、八四	一	一、七三	七、五	一、七五

【旧下益城郡豊野町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



旧藩時代、安見村、山崎村、糸石村および巢林村は豊田組、下郷村、中間村および上郷村は小熊野組と称して、ともに中山手永に属し、堅志田会所惣庄屋の管下であった。明治四年（一八七二）の廃藩置県の際、両郷とも八代県に属し、里正によって政治が行われていた。六年に八代県は白川県となり、豊野組、小熊野組を合わせて戸長によって治められることになった。七年の改正大小区制においては、第九大区第一〇小区に属した。その後、一二年に豊田郷、小熊野組の各村は一旦別個の行政区域を形成したが、一七年には再び合併して一行政区域となり、二二年の町村制施行により豊田組、小熊野組の七か村が合併して豊野村となった。旧地名から豊田組の「豊」と小熊野組の「野」の各一字をとり、「豊野」の村名にしたといわれている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五四）に町村合併促進法が制定された際、村内の一部には隣村中山村との合併の意思もあったようであるが、地理的条件等により合併は困難な状況であった。

しかも、当時は人口も八、〇〇〇人以上あり、県の合併試案でも単独村として残されたものである。

その後、平成一二年七月に、町制を施行するに至っている。